

# 特記仕様書

- 1 業務名 市立桃丘小学校草刈業務委託
- 2 業務の目的 別冊の設計図書（委託数量総括表）のとおり
- 3 履行場所 岡山市北区芳賀地内
- 4 履行期限 令和6年11月29日まで
- 5 業務の内容 別冊の設計図書（委託数量総括表）及び本仕様書のとおり。
- 6 業務責任者 受託者は、契約締結後速やかに業務責任者の届け出をおこなうこと。
- 7 業務の履行 受託者は、契約締結後速やかに着手するとともに、法令を順守して、適切な履行をすること。
- 8 施工上の注意事項
  - 1) 本業務委託（草刈作業）の施工時間は、8：30～17：00とする。
  - 2) 一般交通に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は、別途協議する。
- 9 損害の処理 作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
- 10 委任又は下請負
  - 1) 受託者は委託の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
  - 2) 受託者は、委託の一部を委任し、又は下請負するときは、相手方の名称その他委託者が必要と認める事項をあらかじめ委託者に対して通知すること。
- 11 作業実施時期 草刈施工時期については9月上旬より着手し、10月10日までに現場を完了させること。
- 12 刈草の処分先 刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。  
再資源化施設 タマタイ産業(株) 岡山市北区御津下田地内  
運搬距離 片道 17.3km  
※なお、上記施設については処分先を指定するものではない。

- ・野焼きは、絶対行わないこと。
  - ・持ち込む施設を事前に報告すること。
  - ・刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。
- ※岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター等）には、持ち込まないこと。**

- 1 3 草刈作業中の  
注意事項  
について
- 1) 作業看板や予告看板等は、通行者の見やすい位置に設置すること。
  - 2) 草刈機による飛び石防止の対策を施すこと。（通行車両に当り、車両を破損した場合は、受託者で交渉補償することになる。）
  - 3) 作業中は、交通整理員を配置し作業及び通行者の安全対策を図ること。
  - 4) 刈り残し、刈りむらが無いように、丁寧に作業を行うこと。
  - 5) 刈った草は早急に集積し、処分すること。台風が予想される場合、刈後の草が散乱する前に看板も含めて速やかに集積、処分すること。
- 1 4 関係機関との  
調整について
- 本業務委託の施工に関しては、本課、学校、警察等の関係機関及び町内会等と入念、密接に連絡をとり、相互に理解した上で実施すること。なお関係機関との協議が必要であれば、それに必要な資料を作成すること。
- 1 5 提出書類
- 受託者は、下記の書類を作成し、監督員に提出すること。
- ① 着手前，作業中，完了後の写真
  - ② 搬出伝票及び搬出集計表
  - ③ 出来形管理図